

千葉市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月21日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第46号

千葉市介護保険規則の一部を改正する規則

千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号）の一部を次のように改正する。

附則第11条に次の1項を加える。

2 令和2年度における条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる者 19,080円
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる者 25,440円
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる者 44,520円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。